

監査報告書

令和6年5月15日

日本貸金業協会
会長 倉中 伸 殿

日本貸金業協会

常任監事

長谷川 潤

監事

内田 隆司

監事

岡本 強

このたび、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における(1) 財務諸表 (2) 財産目録 (3) 収支計算書に係る監査及び業務監査を実施しましたので、その結果を下記の通りご報告いたします。

I. 監査の概要

1 会計監査

(1) 財務諸表等 (①貸借対照表・同内訳表 ②正味財産増減計算書・同内訳表 ③財産目録) については、一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計 各々の作成プロセスの妥当性及び公益法人会計基準への準拠性を検証した。

(2) 収支計算書 (公益法人会計基準では作成は義務付けられていない) についても重要な内部管理資料として作成されているため、一般会計、事業特別会計、資格試験特別会計、主任者登録特別会計、登録講習特別会計各々の作成プロセスの妥当性を検証し、併せて令和5年度の収支状況の表示の適正性についても検証した。

2 業務監査

業務監査については、監事による監査及び内部監査部門が行った監査の確認を通じて、業務の有効性、効率性を検証し、併せて理事会をはじめとす

る重要な会議への出席や議事録等の点検により、役員等の職務遂行の妥当性を検証した。

Ⅱ. 監査意見

1 会計監査

- (1) 財務諸表等 (①貸借対照表・同内訳表 ②正味財産増減計算書・同内訳表 ③財産目録)

財務諸表等は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、日本貸金業協会の令和5年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

- (2) 収支計算書

収支計算書についても、重要な内部管理資料として作成されているが、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合わせ)に従って、こちらも日本貸金業協会の令和5年度の収支の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

2 業務監査

業務監査については、業務の有効性、効率性及び役員等の職務執行の妥当性を網羅的に検証したが、役員等の職務執行は妥当であり、その行為、意思決定に法令・定款違反はみられない。業務プロセスも概ね有効かつ効率的であり、指摘すべき明らかなルール違反、不適切な業務運営は見当たらなかった。

その具体的活動内容については、令和5年度事業報告書において正確かつ適切に記載されていると認められる。

令和6年度は、コンソーシアム活動含む金融教育、並びに支部活動の充実・本部連携強化など新たな協会運営態勢を注視しつつ、引続き協会の内部統制システムの実効性向上に向けた助言・指導を行ってまいりたい。

以上